

議案第 9 1 号

甲府市職員の高齢者部分休業に関する条例制定について
甲府市職員の高齢者部分休業に関する条例を次のように定める。

令和 6 年 1 2 月 4 日提出

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市職員の高齢者部分休業に関する条例 (趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号。以下「法」という。）第 2 6 条の 3 第 1 項及び第 2 項において準用する法第 2 6 条の 2 第 3 項及び第 4 項の規定に基づき、職員の高齢者部分休業（法第 2 6 条の 3 第 1 項に規定する高齢者部分休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(高齢者部分休業の承認)

第 2 条 任命権者は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員が高齢者部分休業をすることを承認することができる。

2 高齢者部分休業の承認は、当該職員の 1 週間当たりの通常の勤務時間の 2 分の 1 を超えない範囲において規則で定める範囲内で、3 0 分を単位として行うものとする。

3 任命権者は、既に高齢者部分休業をしている職員から休業時間（高齢者部分休業の承認を受けた 1 週間当たりの勤務しない時間をいう。以下同じ。）の延長の申請があった場合で公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員に係る休業時間の延長を承認することができる。

4 第 2 項の規定は、休業時間の延長の承認について準用する。

(高齢者部分休業の承認を申請することができる年齢)

第 3 条 法第 2 6 条の 3 第 1 項の条例で定める年齢は、6 0 歳とする。

2 法第26条の3第1項の規定により職員が申請する場合において、当該申請において示す高齢者部分休業の初日は、前項に定める年齢に達した日の属する年度の翌年度の4月1日以後の日とする。

（高齢者部分休業中の給与）

第4条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、甲府市職員給与条例（昭和24年6月条例第21号）第3条の3の規定その他これに相当する条例の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（承認の取消し又は休業時間の短縮）

第5条 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員が、次に掲げる事由のいずれかに該当すると認めるときは、当該高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間を短縮するものとする。

(1) 当該職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で、高齢者部分休業の承認の取消し又は休業時間の短縮について当該職員の同意を得たとき。

(2) 高齢者部分休業をしている職員の当該高齢者部分休業の申請理由が消滅し、又は申請理由等に変更が生じた場合であって、当該職員からその旨の申出があったとき。

（退職手当の取扱い）

第6条 高齢者部分休業の承認を受けて職員が1週間の勤務時間の一部について勤務しなかった場合には、その勤務しなかった期間の2分の1に相当する期間を甲府市職員退職手当支給条例（昭和25年10月条例第31号）第7条第1項から第6項までの規定により計算した在職期間から除算する。この場合において、同条第7項中「前各項」とあるのは「前各項及び甲府市職員の高齢者部分休業に関する条例（令和6年12月条例第 号）第6条」と、同条第9項中「前各項」とあるのは「前各項及び甲府市職員の高齢者部分休業に関する条例第6条」とする。

（委任）

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

職員の定年引上げを踏まえ、高齢層職員の勤務形態の選択肢を広げる観点から、高齢者部分休業制度を導入するについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。